

## 平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令  
中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部の施行に伴い、並びに銀行法  
(昭和五十六年法律第五十九号)第二十六条第二項、第五十二条の十七第二項、第五十三条第一項  
第八号及び第五十七条の三の規定に基づき、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命  
令を次のように定める。

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)

第一条 銀行法(以下「法」という。)第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自  
己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及  
び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり  
とする。

一 単体自己資本比率(第七項に規定する単体自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。)

自己資本の充実の状況に係る区分

海外営業拠点を有する銀行

自己資本の充実の状況に係る区分

海外営業拠点を有する銀行

自己資本の充実の状況に係る区分

命令



分区第一		分区象非対	レバレッジ・バツファーファー第 四区分	レバレッジ・バツファーファー第 三区分	理的と認められる改善計画をいう。)の提出の求め及びその実行の命令
上八。パー百分点未満	上六。パー百分点未満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等	単体レバレッジ・バツファーツジ・バツファーファー比率が最低単体レバレッジ・バツファーファー比率の四分の一の比率以上最低単体レバレッジ・バツファーファー比率の二分の一の比率未満である場合	社外流出制限計画(社外流出額の制限に係る事業年度において既に支出した社外流出額を控除した額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)を上限として社外流出額を制限する内容をいう。)を含む単体レバレッジ・バツファーファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。)の提出の求め及びその実行の命令
上八。パー百分点未満	上六。パー百分点未満	イ連続普通株式等Tier1比率二・五パーセント以上四・五パーセント未満	海外営業拠点を有しない銀行及びその子会社等	海外営業拠点を有しない銀行及びその子会社等の国内基準に係る連結自己資本比率四パーセント以上	社外流出制限計画(社外流出額を零に制限する内容を含む単体レバレッジ・バツファーファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。)の提出の求め及びその実行の命令
上八。パー百分点未満	上六。パー百分点未満	イ連続普通株式等Tier1比率二・五パーセント以上四・五パーセント未満	命令	法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。	法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。
上八。パー百分点未満	上六。パー百分点未満	イ連続普通株式等Tier1比率二・五パーセント以上四・五パーセント未満	命令	第一第十六項に規定する連結自己資本比率を指標とする自己資本の充実の状況に係る区分	第一第十六項に規定する連結自己資本比率を指標とする自己資本の充実の状況に係る区分

分区第二	分区第二	国内基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	国内基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	国内基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲
上六。パー百分点未満	上六。パー百分点未満	二・五パーセント以上四・五パーセント未満	二・五パーセント以上四・五パーセント未満	二・五パーセント以上四・五パーセント未満
上六。パー百分点未満	上六。パー百分点未満	二・五パーセント以上四・五パーセント未満	二・五パーセント以上四・五パーセント未満	二・五パーセント以上四・五パーセント未満
上六。パー百分点未満	上六。パー百分点未満	二・五パーセント以上四・五パーセント未満	二・五パーセント以上四・五パーセント未満	二・五パーセント以上四・五パーセント未満

四 対象区分		三 連結レバレッジ比率（第二十一項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分		二 自己資本の充実の状況に係る区分		一 自己資本バツファーレバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率未満である場合		四 連結レバレッジ比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファーレバレッジ比率が最低連結レバレッジ・バツファーレバレッジ比率未満である場合）を指標とする区分		五 連結資本バツファーレバレッジ比率（第二十一項に規定する連結資本バツファーレバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分		六 連結資本バツファーレバレッジ比率（第二十三項に規定する連結資本バツファーレバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分			
レバ レッジ ・バ ツ 非 自 己 資 本 の 充 実 の 状 況 に 係 る 区 分	上 で あ る 場 合	レバ レッジ ・バ ツ 連 結 レ バ レ ッ ジ 比 率 が 最 低 連 結 レ バ レ ッ ジ 比 率 以 下 を い う。 次 条 第 四 項 に お い て 同 じ 。) を 指 標 と す る 区 分	命 令												

レバジ・バツフアーファー第 一区分		レバジ・バツフアーファー第 二区分	レバジ・バツフアーファー第 三区分	レバジ・バツフアーファー第 四区分
連結レバレッジ・バツフアービ率が最低連結レバレッジ・バツフアービ率の四分の三の比率以上最低連結レバレッジ・バツフアービ率未満である場合	連結レバレッジ・バツフアービ率が最低連結レバレッジ・バツフアービ率の二分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バツフアービ率未満である場合	連結レバレッジ・バツフアービ率が最低連結レバレッジ・バツフアービ率の四分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バツフアービ率未満である場合	連結レバレッジ・バツフアービ率が最低連結レバレッジ・バツフアービ率の四分の一の比率未満である場合	連結レバレッジ・バツフアービ率が最低連結レバレッジ・バツフアービ率の四分の一の比率が最低連結レバレッジ・バツフアービ率未満である場合
社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バツフアービ率回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バツフアービ率回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バツフアービ率回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バツフアービ率回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の五パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バツフアービ率回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令
第一項第一号及び前項第一号に掲げる表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。	第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「国際統一基準」とは、法第十四条の二各号に掲げる基準（以下この条において「自己資本比率基準」という。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行に係るものをいう。	第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行に係るものをいう。	第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号に掲げる表中「定期積金等」とは、法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。	第一項第一号及び前項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二各号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バツフアービ率、第十二項に規定する単体レバレッジ比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・バツフアービ率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。以下この条において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率、第十一項に規定する単体レバレッジ比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・バッファー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

9 第一項第二号に掲げる表中「最低単体資本バッファー比率」とは、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、単体資本バッファー比率（前項に規定する単体資本バッファー比率をいう。次条第四項において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

10 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行における次に掲げる事由（单体普通株式等Tier 1 比率（第七項に規定する単体普通株式等Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

二　自己株式（銀行が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八条に規定する取得請求権付株式をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）及び取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の取得、同法第四百六十二条第一項の規定により、その行為により株主に對して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の帳簿価額の總額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同法第四百六十二条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十二条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）が、同法第四百六十四条第一項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができることによる権利の行使による取得を含む。）

三　単体普通株式等 Tier 1 比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（銀行が有する自己の新株予約権をいう。）の取得

四　その他 Tier 1 資本調達手段（第七項に規定する単体 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段をいい、単体普通株式等 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五　当該銀行の役員及び経営上重要な従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六　その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

11 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バッファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

12 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第七項に規定する単体自己資本比率、第八項に規定する単体資本バッファー比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・バッファー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13 第一項第三号に掲げる表中「最低単体レバレッジ比率」とは、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

14 第一項第四号に掲げる表中「単体レバレッジ・バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第七項に規定する単体自

- 己資本比率、第八項に規定する単体資本バッファーアー比率及び第十二項に規定する単体レバレッジ比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 15 第一項第四号に掲げる表中「最低単体レバレッジ・バッファーアー比率」とは、法第十四条の第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ・バッファーアー比率による一定水準の比率をいう。
- 16 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率である。次項に規定する連結資本バッファーアー比率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・バッファーアー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 17 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファーアー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率(前項に規定する連結自己資本比率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結資本バッファーアー比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 18 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファーアー比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本バッファーアー比率(前項に規定する連結資本バッファーアー比率を除く。)及び「連結総自己資本比率」のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 19 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及びその子会社等(当該銀行及びその子会社等の連結自己資本比率(第十六項に規定する連結自己資本比率をい。次条第一項において同じ。)の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。)における次に掲げる事由(連結普通株式等Tier 1比率(第十六項に規定する連結普通株式等Tier 1比率をい。以下この項において同じ。)を減少させるものに限る。)に係る額(当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。)の合計額(特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。)をいう。
- 20 第二項第一号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画(同項第二号に掲げる表各項(資本バッファーアー非対象区分の項を除く。)命令欄又は第二項第四号に掲げる表各項(レバレッジ・バッファーアー非対象区分の項を除く。)命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。)の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前
- 六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの
- 六 その他前各号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画(同項第二号に掲げる表各項(資本バッファーアー非対象区分の項を除く。)命令欄又は第二項第四号に掲げる表各項(レバレッジ・バッファーアー非対象区分の項を除く。)命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。)の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前

- 当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。
- 21 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率(第十六項に規定する連結自己資本比率、第十七項に規定する連結資本バッファーアー比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 22 第二項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。
- 23 第二項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファーアー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率(第十六項に規定する連結自己資本比率、第十七項に規定する連結資本バッファーアー比率及び第二十一項に規定する連結レバレッジ比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 24 第二項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バッファーアー比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バッファーアー比率にて指標となる一定水準の比率をいう。
- 25 第二条 銀行が、その自己資本比率(単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。)又はレバレッジ比率(単体レバレッジ比率又は連結レバレッジ比率をいう。以下この条において同じ。)が当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。又はレバレッジ比率を当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以下の自己資本比率又はレバレッジ比率に係るこれらの表の区分(それぞれ非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。)に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項(それぞれ単体自己資本比率又は単体レバレッジ比率に係る部分に限る。)又は第二項(それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。)の限りとする。
- 26 前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第二区分の二又はレバレッジ第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。
- 27 一 有価証券 自己資本比率若しくはレバレッジ比率の算出を行う日(以下この項において「算出日」という。)の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額
- 28 二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額
- 29 三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分以外の区分又はレバレッジ第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条）に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行つた救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第一百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第一百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行つた特定救済金融機関等（同法第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四条第四項第二号において同じ。）に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率、資本バッファービ率（単体資本バッファービ率又は連結資本バッファービ率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上の資本バッファービ率、レバレッジ比率又はレバレッジ・バッファービ率（単体レバレッジ・バッファービ率又は連結レバレッジ・バッファービ率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上のレバレッジ・バッファービ率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行につ

いて、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分、資本バッファー非対象区分、レバレッジ非対象区分又はレバレッジ・バッファー非対象区分に掲げる命令とする。

対象区分の項を除く。」命令欄(同条第一項第四号に掲げる表各項(レバレッジ・バッファー非対象区分の項を除く。)命令欄又は同条第二項第四号に掲げる表各項(資本バッファー非対象区分の項を除く。)命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。)の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書(法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。)に記載した資本バッファー比率又はレバレッジ・バッファー比率に対応する第一条第一項第一号若しくは第二項第二号又は同条第一項第四号若しくは第二項第四号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分(それぞれ資本バッファー非対象区分又はレバレッジ・バッファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バッファー比率又はレバレッジ・バッファー比率に係る区分」という。)が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行は、業務報告書に記載した資本バッファーアー比率又はレバレッジ・バッファー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バッファー比率又はレバレッジ・バッファー比率に係る区分

に掲げる命令とする。  
(銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)

等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。



第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得

られる比率であつて、次項に規定する連結資本パツファー比率、第十項に規定する連結レバレッジ比率及び第十二項に規定する連結レバレッジ・パツファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等 Tier 1 比率」、「連結 Tier 1 比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項）に規定する国際統一基準をいう。以下この条において

同じくに係る算式による表で示す。第一項は「連結資本ベースレーティング比率」、第二項は「自己資本比率基準に係る算式による表」である。

び第十二項に規定する連結レバレッジ・バッファー比率を除く) であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 第一項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、連結資本バッファー比率（前項に規定する連結資本バッファー）をいう。次条第4項の「第2号」に該当する。

四 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「自己資本比率」は、銀行の持株会社等  
（当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率）第五項に規定する連結自己資本比率

をいう。(次条において同じ。)の算出に当たり当該銀行持株会社の連結の範囲に含まれるものに限る。(以下この項において同じ。)における次に掲げる事由(連結普通株式等 Tier 1 比率(第

二、自己株式（銀行持株会社及びその子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式の取得）会社法第494条以下

第一条の規定により、その行員による分配可能額を超えてはならないと規定する。金銭等の賃金、手当、報酬等の給与力の範囲内に於ける各号（第八号）

者が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権

三 連結比率による取得を含む。）

四 その他 T<sub>ier</sub> 1 資本調達手段（第五項を規定する連結 T<sub>ier</sub> 1 比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等 T<sub>ier</sub> 1 比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する

五 配当又は利息の支払及び買戻し又は償還  
当該銀行持株会社の役員及び経営上重要な従業員並びに当該銀行持株会社の子会社等の経営

上重要な新役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払  
六 第二項の第二号又は第三号に掲げる事由によるもの  
第一項の第二号又は第三号に掲げる事由によるもの  
（司貢第一二一頁）

号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄又是第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画

をいう。」の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額の二分の一を控除する。

額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上された場合に納付すべき額に相当する額を控除した額を意味する。

得られる比率（第五項に規定する連結自己資本比率、第六項に規定する連結資本バツファーア比率

3 前項第一号に掲げる表中「銀行等の子会社であるものに限る。」であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

第一項第一号に掲げる表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準）のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準をいう。（以下同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものを行う。

4 第一項第一号に掲げる表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有する銀行等を子会社として、又は銀行持株会社及びその子会社等に係るものを行う。

及び第十二項に規定する連結レバレッジ・バッファーアー比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

11 第一項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式に

おいて、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

12 第一項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファーアー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率(第五項に規定する連結自己資本比率、第六項に規定する連結資本バッファーアー比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13 第一項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バッファーアー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バッファーアー比率について指標となる一定水準の比率をいう。

14 この条において「銀行等」とは、銀行又は長期信用銀行をいう。

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第三号に掲げる表の区分に係る連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率以下の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る同表の区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項(それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。)のとおりとする。

2 前条第一項第一号又は第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第三号に掲げる表の第二区分の二又はレバレッジ第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 連結自己資本比率若しくは連結レバレッジ比率の算出を行う日(以下この項において「算出日」という。)の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの(当該評価した価額の当該評価した価額又は第三号に掲げる表の第三区分以外の区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社に該区分に応じた命令は、同項第一号又は第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率、連結資本バッファーアー比率以上の連

結資本バッファーアー比率、連結レバレッジ比率以上の連結レバレッジ比率又は連結レバレッジ・バッファーアー比率以上の連結レバレッジ・バッファーアー比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

一 当該銀行持株会社が適格性の認定等に係る合併等を行つた預金保険法第五十九条第一項に規定する救済銀行持株会社等又は特定適格性認定等に係る特定合併等を行つた同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済持株会社等に該当する場合

二 当該銀行持株会社の子会社が適格性の認定等に係る合併等を行つた救済金融機関又は特定適格性認定等に係る特定合併等を行つた特定救済金融機関等に該当する場合

第五条 銀行持株会社は、社外流出制限計画(第三条第一項第二号に掲げる表各項(資本バッファーアー非対象区分の項を除く。)命令欄又は同条第一項第四号に掲げる表各項(レバレッジ・バッファーアー非対象区分の項を除く。)命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。)の実行に係る連結会計年度に統く連結会計年度において、業務報告書(法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。)に記載した連結資本バッファーアー比率又は連結レバレッジ・バッファーアー比率に係る区分と異なる場合には、当該銀行持株会社は、業務報告書に記載した連結資本バッファーアー比率又は連結レバレッジ・バッファーアー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した連結資本バッファーアー比率又は連結レバレッジ・バッファーアー比率に係る区分」という。)が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行持株会社は、業務報告書に記載した連結資本バッファーアー比率又は連結レバレッジ・バッファーアー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行持株会社について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した連結資本バッファーアー比率又は連結レバレッジ・バッファーアー比率に係る区分に掲げる命令とする。

第六条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対し抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合

二 再生手続開始の申立てをして、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失つた場合

三 更生手続開始の申立てをして、更生計画認可の決定が確定し、又は更生計画がその効力を失つた場合

(財務大臣への通知)

第七条 法第五十七条の六に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、前条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。

附則 この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年一〇月一〇日総理府・大蔵省令第五九号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十

三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一四年三月一八日内閣府・財務省令第一号)

この命令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年一月二八日内閣府・財務省令第七号)

この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則 (平成一八年四月二六日内閣府・財務省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この命令は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成二四年二月一五日内閣府・財務省令第一号)

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和四年一月一日内閣府・財務省令第二号）  
この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附則（平成二四年八月七日内閣府・財務省令第四号）

**第一条** 本の命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。  
(経過措置)

(経過措置)

附則

**第二条** (通達手帳) この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過するまでの間におけるこの命令による改正後の銀行法第二十六条第二項に規定する区分等と定める命令第一条

第一項及び第二項並びに第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

施行日から起算して一年を経過する日まで の期間	四・五・パーセント以上	三・五・パーセント以上
六・パーセント以上	四・五・パーセント以上	三・五・パーセント以上

の期間	施行日から起算して一年を経過する日まで	四・五パー센ト以上	四・五パー센ト未満
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六パー센ト以上	四・五パー센ト以上	四・五パーセント未満
	二・二五パー센ト未満	一・七五パー센ト以上	一・七五パーセント未満
	四・五パー센ト未満	三・五パー센ト未満	三・五パーセント未満
	三パー센ト以上六パー센ト未満	二・二五パーセント以上	二・二五パーセント未満
	一・一三パー센ト以上	四・五パーセント未満	四・五パーセント未満
	二・二五パー센ト未満	〇・八八パー센트以上	〇・八八パー센트以上
	一・五パー센트以上三パー센ト未満	一・一三パー센트以上	一・一三パー센트未満
	一セント未満	二・二五パー센트未満	二・二五パー센트未満
	〇パー센ト以上一・一三パー센ト未満	〇・八八パーセン트以上〇・八八パーセント未満	〇・八八パーセン트以上〇・八八パーセント未満
	一セント未満	〇・八八パーセン트以上	〇・八八パーセン트以上
	〇・五パー센트以上一・五パーセント未満	一・一三パー센트以上一・一三パー센ト未満	一・一三パー센트未満
	一セント未満	〇・八八パーセン트以上	〇・八八パーセン트以上
	六パー센트以上	四・五パーセン트未満	四・五パー센트未満
	二・二五パー센트以上	五・五パー센트以上	五・五パーセン트以上
	四・五パー센트未満	二・二五パーセン트以上四パーセン트未満	二・二五パーセン트以上四パーセン트未満
	三パー센트以上六パーセン트未満	二・七五パー센트以上	二・七五パー센트以上
	二・二五パー센트以上三パー센트未満	五・五パーセン트未満	五・五パーセン트未満
	一・一三パー센트以上	一パー센트以上二パーセン트未満	一パーセン트以上二パーセン트未満
	二・二五パー센트以上三パー센트未満	二・七五パーセン트未満	二・七五パーセン트未満
	一・五パー센트以上一・一三パー센트未満	一・三八パーセン트未満	一・三八パーセン트未満
	〇パーセン트以上一・一三パーセン트未満	〇・八八パーセン트以上一・一三パーセン트未満	〇・八八パーセン트以上一・一三パーセン트未満
	〇・五パーセン트以上一・五パーセン트未満	〇・八八パーセン트以上	〇・八八パーセン트以上
	一セント未満	〇・八八パーセン트以上	〇・八八パーセン트以上

附 則  
(平成二六年三月五日内閣府・財務省令第三号)

附則（平成二六年三月五日内閣府令・財務省令第三号）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

**附則**  
(平成二十七年一月二六日内閣府・財務省令第五号)  
この命令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

**附 則**（平成三十一年三月一五日内閣府・財務省令第  
この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する